

作成日：平成 28 年 7 月 1 日

改定日：平成 30 年 4 月 1 日

平成 31 年 4 月 10 日

## 1 作成者

住所（フリガナ）：(〒950-1122) 新潟県新潟市西区木場 5 3 (ニイガタケンニイガタシニシクキバ)

名称（フリガナ）：新潟市黒埼地区茶豆組合協議会 (ニイガタシクロサキチクチャマメクミアイキョウギカイ)

代表者（管理人）の氏名： 会長 鷲尾 桂司

ウェブサイトのアドレス：

## 2 農林水産物等の区分

区分名：第 2 類 野菜類

区分に属する農林水産物等：えだまめ

## 3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：くろさき茶豆 (クロサキチャマメ)

## 4 明細書の変更

生産者団体新潟市黒埼地区茶豆組合協議会（以下、協議会と称す）は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

## 5 明細書適合性の確認

### (1) 品種・生産地の確認

協議会の構成員たる各枝豆生産組合は、所属する生産農家の生産・販売計画をとりまとめ、適切な品種を使用しているか否かと生産地を確認した上で「『くろさき茶豆』生産・販売登録票」と「『くろさき茶豆』販売先リスト」、「組合員名簿」（添付資料 16）とをあわせて協議会に提出する。協議会は、構成員たる各枝豆生産組合に作成・提出させたそれらの書類によって、適切な品種を使用しているか否かと生産地を確認する。

また協議会の構成員たる各枝豆生産組合は、所属する生産農家のうち消費者等へ直接販売を予定する生産農家に「『くろさき茶豆』生産・販売登録票」と「『くろさき茶豆』販売先リスト」を作成・提出させ、協議会に提出する。協議会は、それらの書類によって適切な品種を使用しているか否かと生産地を確認した上で、地理的表示である『くろさき茶豆』と登録標章の使用を認める「直接販売農家」として登録する。「直接販売農家」は、生産組合に出荷し検査に合格した枝豆と同じ方法で生産・調製・選別した枝豆を『くろさき茶豆』として販売する。

### (2) 栽培方法の確認

協議会は、構成員たる各枝豆生産組合に検査員を 1 名以上置き、各検査員はその生産組合に所属す

る生産農家（直接販売農家を含む）に生産資材の使用履歴等を記載した「栽培記録カード」（添付資料17又は各生産組合が作成する様式）を作成・提出させ、その記載内容を検査員が確認することで栽培の方法を遵守しているか否かを確認し、協議会へ報告・写しを提出する。

協議会は、内容を確認し栽培の方法が遵守されていないことが疑われる場合には、臨時に現地調査を実施する。

### (3) 出荷規格・最終製品の確認

協議会は、構成員たる各枝豆生産組合に袋詰責任者を置く（検査員と兼務可）。各袋詰責任者は調製・選別・袋詰作業を監督し出荷規格が守られているか否かを確認する。最終製品の確認についても各袋詰責任者が確認する。

協議会は、『くろさき茶豆』の出荷規格の遵守・最終製品の確認基準の統一のために、出荷開始時に検査員、袋詰責任者等を対象とした目合わせ会を実施する。また協議会は、直接販売農家に対し『くろさき茶豆』の出荷期間中に作業場等を巡回し、出荷規格が守られているか否かと最終製品の確認をする。

協議会の構成員たる各枝豆生産組合は、出荷規格の遵守と最終製品の確認が適正に行われたか否かについて『くろさき茶豆』生産・販売実績報告書』『くろさき茶豆』地理的表示確認表（添付資料18）で協議会へ報告・提出する。協議会は、構成員たる各枝豆生産組合に作成・提出させたそれらの書類によって、出荷規格の遵守と最終製品の確認が適正に行われたか否かを確認する。

また協議会の構成員たる各枝豆生産組合は、登録された直接販売農家について同様に『くろさき茶豆』生産・販売実績報告書』『くろさき茶豆』地理的表示確認表を作成・提出させ、協議会に提出する。協議会は、それらの書類によって、直接販売農家の出荷規格の遵守と最終製品の確認が適正に行われたか否かを確認する。

## 6 明細書適合性の指導

### (1) 品種及び栽培の方法について

協議会は、生産地、品種及び栽培の方法に従った生産が行われていない場合には、当該生産農家に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、協議会は、当該生産農家について、地理的表示である『くろさき茶豆』及び登録標章の使用を一定期間禁止または当該会員を除名することもできるものとする。

### (2) 出荷規格について

協議会は、構成員たる各枝豆生産組合及び各直接販売農家が、出荷規格を満たさない枝豆に地理的表示である『くろさき茶豆』及び登録標章を付した状態で出荷した場合には、当該枝豆生産組合及び当該直接販売農家に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、協議会は、当該枝豆生産組合及び当該直接販売農家について、地理的表示である『くろさき茶豆』及び登録標章の使用を一定期間禁止または当該会員を除名することもできるものとする。

## 7 地理的表示等の使用の確認

(1) 協議会は、前記 5 (3) の確認の際に（出荷の際に）、生産地、品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準をいずれも満たしている枝豆についてのみ、地理的表示である『くろさき茶豆』及び登録標章が使用されているか否かを確認する。この際、地理的表示である『くろさき茶豆』及び登録標章を使用している者及びこれらの使用がされているものについても確認する。

なお、協議会は目合わせ会において検査員及び袋詰め責任者等を対象とした研修会を実施し、地理的表示である『くろさき茶豆』及び登録標章の適正な使用及び記録の作成について周知徹底を図る。

(2) 協議会は、前記 5 (3) 出荷規格・最終製品の確認の際に（出荷の際に）、以下の枝豆があるか否かを確認する。

- ①生産地、品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていない枝豆であるにもかかわらず、地理的表示である『くろさき茶豆』及び登録標章が使用されている枝豆
- ②地理的表示である『くろさき茶豆』のみが使用されている枝豆
- ③登録標章のみが使用されている枝豆
- ④地理的表示である『くろさき茶豆』に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている枝豆

## 8 地理的表示等の使用の指導

協議会は、前記 5 (3) 出荷規格・最終製品の確認の際に（出荷の際に）、以下に該当する場合は、当該枝豆生産組合及び当該直接販売農家に対し、警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、協議会は、当該枝豆生産組合及び当該直接販売農家について、地理的表示である『くろさき茶豆』及び登録標章の使用を一定期間禁止または当該会員を除名することもできるものとする。

- ①生産地、品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていない枝豆であるにもかかわらず、地理的表示である『くろさき茶豆』及び登録標章を使用した場合
- ②地理的表示である『くろさき茶豆』のみを使用している場合
- ③登録標章のみを使用している場合
- ④地理的表示である『くろさき茶豆』に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている場合

## 9 実績報告書の作成等

協議会は、2月1日から翌年1月31日までを一年度として、年度終了後1か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添 5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
  - ①協議会が作成した検査記録の写し
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程



平成 年 月 日

新潟市黒埼地区茶豆組合協議会 様

## 平成 年度 「くろさき茶豆」 生産・販売登録票

住所	新潟市西区
枝豆生産組合名 または生産者氏名	①
組合代表者名	
検査員名	
袋詰め責任者名	

※「組合代表者」は枝豆生産組合の代表者名を記入。

※「検査員」は出荷された枝豆の品質、生産地、品種及び栽培方法を守って作られたものか確認する。

※「袋詰め責任者」は出荷規格・最終製品の確認及び登録標章が適正に使用されているかを確認する。  
同じ人が兼任してもよい。

## 1、生産・販売計画

品種名	くろさき茶豆生産予定面積		〃 生産予定数量	G I シール 使用予定枚数
	指定地域内	指定地域外		
	a	a	t	枚
	a	a	t	枚
	a	a	t	枚
	a	a	t	枚
	a	a	t	枚
	a	a	t	枚
合計	a	a	t	枚

※くろさき茶豆の指定地域は、新潟県新潟市西区黒埼地区、新潟市西区小新的場地区、新潟市西区亀貝寅明地区。

(指定地域外のくろさき茶豆は、G I 表示(地理的表示)して販売はできません。)

※くろさき茶豆の対象品種以外は、G I (地理的表示)の対象外なので除く。

※「小平方茶豆」「黒鳥茶豆」等のブランド名で販売する場合は、G I の対象外なので除く。

※「G I シール使用予定数」を記入。注文の取りまとめは別途行う。

※「くろさき茶豆」の流通先を把握する為、販売先リスト(参考様式1)を添付する。

※枝豆生産組合は、「くろさき茶豆」の生産地を確認するため、組合員名簿(参考様式2)を添付する。

## 平成\_\_\_\_年度 「くろさき茶豆」 販売先リスト

枝豆生産組合名 または生産者氏名					
販売先名	くろさき茶豆 販売予定数量	販売先での小分け 有・無		販売先で小分けが 有る場合の連絡先	
		有	無	担当者名	電話番号
	t	有	無	担当者名	
	t	有	無	電話番号	
	t	有	無	担当者名	
	t	有	無	電話番号	
	t	有	無	担当者名	
	t	有	無	電話番号	
	t	有	無	担当者名	
	t	有	無	電話番号	
消費者直売の合計	t	有	無	担当者名	
				電話番号	
合計	t				

※「くろさき茶豆」の流通先を把握する為、販売先リスト（参考様式1）を添付する。

※くろさき茶豆以外の品種は、G I（地理的表示）の対象外なので除く。

※「小平方茶豆」「黒鳥茶豆」等のブランドで販売する場合は、G I（地理的表示）の対象外なので除く。

※販売先で小分けして袋を詰め直すものは、G I表示を確認するため販売先の担当者名、電話番号を記入。

※消費者に直接販売する分は、「消費者直売の合計」欄に販売予定数量の合計を記入する。

## 平成\_\_\_\_年度 組合員名簿

枝豆生産組合名				
組合員名		くろさき茶豆生産予定面積		〃 生産予定数量
		指定地域内	指定地域外	
1		a	a	t
2		a	a	t
3		a	a	t
4		a	a	t
5		a	a	t
6		a	a	t
7		a	a	t
8		a	a	t
9		a	a	t
10		a	a	t
11		a	a	t
12		a	a	t
13		a	a	t
14		a	a	t
15		a	a	t
合計		a	a	t

※枝豆生産組合は、「くろさき茶豆」の生産地を確認するため、組合員名簿（参考様式 2）を添付する。

※くろさき茶豆の指定生産地は新潟県新潟市西区黒埼地区、新潟市西区小新的場地区、新潟市西区亀貝寅明地区。（指定地域外で生産した「くろさき茶豆」は、GI表示（地理的表示）して販売はできません。）

JA越後中央 平成 年産 えだまめ 栽培記録カード

添付資料17

は、殺滅・防除剤を遵守して平成 年産 えだまめ 生産を行い、その内容を全てを下記に記録し報告します。

JA名	越後中央 黒崎
作物名	えだまめ(品種名)
圃場番号	総圃場数
圃場番号	a
圃場地名	圃場

播種日	月	日	月	日
定植日	月	日	月	日
収穫開始日	月	日	月	日
収穫終了日	月	日	月	日

栽培条件	畦間	cm
	株間	cm

記載内容検証:	生産資材が適正に使用されていることを記載内容により検証しました。
出荷開始前	出荷終了後
担当者	担当者
月	月
日	日
日	日
日	日

◎個人情報に関する事項  
 1. 業務遂行に必要な(利用目的)な範囲で、この台帳を  
 利用することに同意します。  
 2. この台帳の提示を求められた場合は、必要に応じ  
 て開示することを承諾します。  
 ◎契約及び協定に関する事項  
 1. 安全・安心な農産物作り運営規定に基づいて、農  
 業の適正使用基準やポジティブリストを遵守します。  
 2. JAの生産基準を遵守します。また、違反した場合  
 は、出荷物の取扱いについてはJAに一任します。

目的	肥料名	施肥量	目的	施肥量
1. 土作り・施肥(10a当り)	肥料名	kg	目的	kg
2. 防除	肥料名	kg	目的	kg

野菜生産管理チェック表	
1. 農薬の使用時は散布する際、安全使用基準に従っている。	はい・いいえ
2. 農薬散布前に防護用具の着用が完了している。	はい・いいえ
3. 農薬を使用する際、周辺作物に飛散しないよう対策を講じている。	はい・いいえ
4. 圃場及び作業場・資材等を清潔に保っている。	はい・いいえ
5. 収穫物は丁寧に扱ひ、異物が混入していないか確認している。	はい・いいえ

2. 防除履歴 (下記一覧以外の農薬を使用した場合は空欄部分にご記入下さい)

用途	対象病害虫	分類	成分	薬剤名	使用時期	希釈倍率	10a当たり 使用量	使用回数	収穫前 使用限度	成分回数	散布					
											1回	2回	3回	4回	5回	6回
殺虫剤	ホキリムシ類	有機リン系	ダイアジロン	ダイアジロン粒剤S	定植時	1000倍	6kg	1回	1回	1	月	日	月	日	月	日
殺虫剤	アブラムシ類	有機リン系	アセフェート	オルトラン水和剤	定植時	1000倍	100~300L	3回以内	21日前	1	月	日	月	日	月	日
殺虫剤	アブラムシ類	有機リン系	MEP	スミチオン乳剤	定植時	3000倍	100~300L	3回以内	14日前	1	月	日	月	日	月	日
殺虫剤	アブラムシ類	ピレスロイド系	ペルメトリン	アデイオン乳剤	定植時	1000倍	100~300L	2回以内	14日前	1	月	日	月	日	月	日
殺虫剤	アブラムシ類	ピレスロイド系	シメトキサゼン	トレボーン乳剤	定植時	2000倍	100~300L	3回以内	7日前	1	月	日	月	日	月	日
殺虫剤	アブラムシ類	ピレスロイド系	ジフエラン	スタークル顆粒水溶剤	定植時	3000倍	100~300L	2回以内	7日前	1	月	日	月	日	月	日
殺虫剤	アブラムシ類	ピレスロイド系	ジノフラン	スタークル粉剤DL	定植時	1000~2000倍	100~300L	1回	7日前	1	月	日	月	日	月	日
殺虫剤	アブラムシ類	有機リン系	マラソン	ダニトロンフロアブル	定植時	1000倍	100~300L	3回以内	7日前	1	月	日	月	日	月	日
殺虫剤	アブラムシ類	有機リン系	アセチルピリン	マラソン乳剤	定植時	4000倍	100~300L	3回以内	7日前	1	月	日	月	日	月	日
殺虫剤	アブラムシ類	有機リン系	カブメイト	モスビラン顆粒水溶剤	定植時	1000~2000倍	100~300L	3回以内	7日前	1	月	日	月	日	月	日
殺虫剤	アブラムシ類	有機リン系	クワアミノシン	ランネット45DF	定植時	2000~4000倍	100~300L	3回以内	7日前	1	月	日	月	日	月	日
殺虫剤	アブラムシ類	有機リン系	クワアミノシン	ランネット水溶剤	定植時	4000倍	100~300L	3回以内	3日前	1	月	日	月	日	月	日
殺菌剤	葉斑病、葉汚病	銅系	クワアミノシン	ブレバノンフロアブル5	定植時	1500倍	100~300L	3回以内	7日前	2	月	日	月	日	月	日
殺菌剤	べと病、葉斑病	銅系	クワアミノシン	ゲッター水和剤	定植時	600倍	100~300L	3回以内	前日	1	月	日	月	日	月	日
殺菌剤	べと病	銅系	クワアミノシン	フェスタイバル水和剤	定植時	500倍	100~300L	1回	前日	1	月	日	月	日	月	日
殺菌剤	べと病	銅系	クワアミノシン	撒粉ボルドー粉剤DL	定植時	70~100kg 300~500L (LD-100L)	100~300L	1回	前日	1	月	日	月	日	月	日
除草剤	一年生雑草	アミノ酸系	グリホサート	定植前(雑草発生前) 雑草発生前(雑草発生後)に使用 (LD-100L)	定植前	500倍	70~100kg 300~500L (LD-100L)	3回以内	14日前	1	月	日	月	日	月	日
除草剤	一年生雑草	アミノ酸系	グリホサート	バスター液剤	定植前(雑草発生前) 雑草発生前(雑草発生後)に使用 (LD-100L)	500倍	70~100kg 300~500L (LD-100L)	2回以内	前日	1	月	日	月	日	月	日
除草剤	一年生雑草	アミノ酸系	グリホサート	ラウンドアップマックスロード	定植前(雑草発生前) 雑草発生前(雑草発生後)に使用 (LD-100L)	500倍	70~100kg 300~500L (LD-100L)	1回	前日	1	月	日	月	日	月	日
展着剤				ハイテンパワー	定植前	希釈倍率10 原液	4kg	1回	前日	1	月	日	月	日	月	日

3. 種子消毒

用途	対象病害虫	分類	成分	薬剤名	使用時期	希釈倍率	使用量	使用回数	使用方法	成分回数	散布月日
殺虫剤	アブラムシ類	有機リン系	ダイアジロン	クルーザー-MAXX	播種前	原液	3kg	1回	希釈処理	3	月

保持期間3年



平成 年 月 日

新潟市黒埼地区茶豆組合協議会 様

平成\_\_年度 「くろさき茶豆」生産・販売 実績報告書

住所	新潟市西区
枝豆生産組合名 または生産者氏名	⑩
組合代表者名	

1、生産・販売 実績報告書

品種名	くろさき茶豆 生産 実績面積		同生産・販売 実績数量	G I シール 使用枚数
	指定地域内	指定地域外		
		a	t	枚
		a	t	枚
		a	t	枚
		a	t	枚
		a	t	枚
		a	t	枚
合計		a	t	① 枚
前年からのG I シール繰越し枚数				② 枚
今年のG I シール購入枚数				③ 枚
今年のG I シール廃棄枚数				④ 枚
翌年へのG I シール繰越し枚数				②+③-①-④ 枚

※くろさき茶豆の指定地域は、新潟県新潟市西区黒埼地区、新潟市西区小新的場地区、新潟市西区亀貝寅明地区。

(指定地域外のくろさき茶豆は、G I 表示 (地理的表示) して販売はできません。)

※くろさき茶豆以外の品種は、G I (地理的表示) の対象外なので除く。

※「小平方茶豆」「黒鳥茶豆」等のブランド名で販売する場合は、G I の対象外なので除く。

※「G I シール」の②前年繰越し枚数と③購入枚数を記入。①今年の使用枚数と④廃棄枚数をマイナスして、⑤翌年への繰り越し枚数を記入する。翌年用のG I シールの注文の取りまとめは別途行う。

※「くろさき茶豆」地理的表示確認表を添付する。

平成 年 月 日

新潟市黒埼地区茶豆組合協議会 様

## 「くろさき茶豆」地理的表示 確認表

住所	新潟市西区	
枝豆生産組合名 または生産者氏名	①	
確認者名		
No	確認項目	適否に○
1	品種は「小平方茶豆」を祖先に持つ品種を使用した。 (H28.12.20 現在、協議会で確認済みの品種：極早生茶豆、早生茶豆、くろさき茶豆、小平方茶豆、新潟茶豆、新小平方茶豆、盆茶豆、ぴかり茶豆)	適 否 否の場合その理由と対応 ( )
2	全ての枝豆（くろさき茶豆）は生産地の範囲内で生産した。	適 否 否の場合その理由と対応 ( )
3	「くろさき茶豆」の栽培記録カードは全て提出した。	適 否 否の場合その理由と対応 ( )
4	品種適性に合わせた適期の播種・収穫を行い、「朝取り」を基本とする鮮度保持に努めた。	適 否 否の場合その理由と対応 ( )
5	土づくり、適切な基肥・追肥量、適期追肥により適切な肥培管理に努めた。	適 否 否の場合その理由と対応 ( )
6	出荷規格を守って出荷した。	適 否 否の場合その理由と対応 ( )
7	最終製品は基準を満たしていた。	適 否 否の場合その理由と対応 ( )
8	GI表示（地理的表示及び登録標章）の使用は適正だった。 (出荷先の業者に GI 表示を依頼する場合、出荷先の業者に適正な表示の有無を確認していた。)	適 否 否の場合その理由と対応 ( )
9	GI表示を使用している者、使用されているもの（箱・袋等）についても適正に使用した。	適 否 否の場合その理由と対応 ( )
10	消費者や販売先等からの苦情は無かった。 (あった場合は至急協議会事務局に連絡する。)	適 否 否の場合その理由と対応 ( )

※「くろさき茶豆」として販売した枝豆についての確認項目です。